

# 独立行政法人農林漁業信用基金役員給与規程

平成 15 年 10 月 1 日 独信基(101)平成 15 年第 31 号 制定  
最終変更 令和 6 年 12 月 27 日 独信基 210 令和 6 年度第 221 号

## (総則)

第 1 条 独立行政法人農林漁業信用基金の役員の給与に関する事項は、この規程の定めるところによる。

## (給与の種類)

第 2 条 役員の給与は、本俸、特別調整手当、通勤手当及び期末特別手当とする。

## (給与の支給日)

第 3 条 役員の給与（通勤手当及び期末特別手当を除く。）は、毎月 1 回、その月の 16 日に、その月の月額的全額を支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日に当たるときは、更に繰り上げて支給する。

## (給与の端数計算)

第 4 条 給与の端数計算は次のとおりとする。

- (1) 各給与項目の計算上 1 円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。ただし、1 時間あたりの算定給与額に 1 円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。
- (2) 給与の総支給額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。

## (本俸)

第 5 条 役員の本俸の月額は、次に掲げる本俸月額表のとおりとする。

号 俸	本俸月額(円)
1	637,400
2	695,600
3	755,200
4	811,800
5	863,300
6	913,800
7	955,300
8	995,300

2 役員の本俸は、次の各号に掲げる範囲内で理事長が決定する。

- (1) 理事長 8 号俸以下
- (2) 副理事長 6 号俸以下 4 号俸以上
- (3) 理事 4 号俸以下 2 号俸以上

(4) 監 事 2号俸以下

- 3 理事長は、役員の職務の困難度、業務実績等を勘案して必要と認める場合は、前項第2号から第4号までの定めにかかわらず当該役員の号俸を決定することができる。
- 4 新たに役員となった者には、その日から本俸を支給する。
- 5 役員が離職したときは、その日まで本俸を支給する。
- 6 前2項の規定により本俸を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸の額は、その月の日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 7 役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の本俸の全額を支給する。

(特別調整手当)

- 第6条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて役員に支給する。
- 2 特別調整手当の月額、東京都特別区に在勤する役員にあっては、本俸の月額に100分の12.4を乗じて得た額とする。
  - 3 特別調整手当の支給方法については、前条第4項から第7項までの規定を準用する。

(通勤手当)

- 第7条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。
- 2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。
  - 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める。

(期末特別手当)

- 第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第10条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。
- 2 期末特別手当の支給日については、次表に定める基準日の区分に応じてそれぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、これらの日が休日に当たるときは、第3条ただし書の規定を準用する。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

- 3 期末特別手当の額は、役員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき本俸及び特別調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の172.5を乗じて得た額を基礎として、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長は、

主務大臣が行う業績評価の結果を参考として、その者の業績を勘案し、これを増額し、又は減額することができる。

- 4 第1項後段の例外として、基準日前1箇月以内に退職し、引き続き国家公務員となった場合には期末特別手当を支給しない。
- 5 国家公務員から引き続き役員となった者（独立行政法人農林漁業信用基金役員退職手当規程第6条第1項又は第2項に該当する者に限る。）の第3項の在職期間については、国家公務員として在職した期間を現に在職する役員としての在職期間とみなす。

（非常勤役員手当）

第9条 非常勤役員手当の月額は、次に定める額とする。

非常勤監事 436,100円

- 2 非常勤役員が新たに任命されたとき、又は離職したときは、その在職期間に応じた額を支給する。
- 3 非常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の全額を支給する。

第10条 次の各号のいずれかに該当する者には、第8条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末特別手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条の規定により解任された役員（同条第1項又は同条第2項第1号に該当し解任された場合を除く。）
- (2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた役員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第11条 理事長は、支給日に期末特別手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末特別手当を支給することが、独立行政法人農林漁業信用基金の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、期末特別手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」

という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 理事長は、前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(施行細則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。  
(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、独立行政法人農林漁業信用基金役員給与規程第8条第3項の規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
  - (1) 平成15年10月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において、役員が受けるべき本俸、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に同年10月1日から施行日の属する月の前日までの月数を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年12月6日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。  
(平成 17 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成 17 年 12 月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農林漁業信用基金役員給与規程第 8 条第 3 項から第 5 項までの規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。  
この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末特別手当は支給しない。  
(1) 平成 17 年 4 月 1 日（同年 4 月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から役員として在職しなかった期間のある月の数を減じた月数）を乗じて得た額  
(2) 平成 17 年 6 月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額
- 3 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
(本俸に係る暫定的措置)
- 4 第 5 条の規定にかかわらず、役員の本俸の月額は当分の間、次に掲げる本俸月額表のとおりとする。

号 俸	本俸月額(円)
1	696,000
2	759,000
3	822,000
4	885,000
5	940,000
6	994,000
7	1,040,000
8	1,086,000

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
(本俸月額の改定に伴う経過措置)
- 2 施行日の前日から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金役員給与規程の一部を改正する規程（平成 17 年 12 月 1 日独信基(602)平成 17 年第 264 号）附則第 4 項の適用を受ける役員で、その者の受ける本俸月額が同日に受けていた本俸月額（平成 24 年 4 月 1 日において役員である者にあつては、当該本俸月額に 100 分の 98.94 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたとき

はこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる役員には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。

- 3 前項の規定による本俸を支給される役員に関する第 6 条第 2 項及び第 8 条第 3 項の規定中「本俸」とあるのは、「本俸と平成 18 年改正規程附則第 2 項の規定による本俸との合計額」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。  
(平成 21 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末特別手当の額は、第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、同規定により算出される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
  - (1) 平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 11 月 30 日までの間に国から引き続き役員となった者にあつては採用された日）において、当該役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額の合計額に 100 分の 0.32 を乗じて得た額に、同年 4 月から同年 11 月までの月数（同年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間に本俸及び特別調整手当を支給されなかった期間がある役員（国から引き続き役員となった者を除く。）にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額
  - (2) 平成 21 年 6 月 1 日において、役員であつた者に同月に支給された（国から引き続き役員となった者にあつては同日において採用されていたとすれば支給された）期末特別手当の額に 100 分の 0.32 を乗じて得た額

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。  
(平成 22 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末特別手当の額は、第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、同項中「100 分の 155」とあるのは「100 分の 150」として算出される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。

- (1) 平成 22 年 4 月 1 日において、当該役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から同年 11 月までの月数を乗じて得た額
- (2) 平成 22 年 6 月 1 日において、役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
(平成 24 年 6 月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成 24 年 6 月に支給する期末特別手当の額は、期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末特別手当は支給しない。
  - (1) 平成 24 年 4 月 1 日において減額改定対象役員（平成 18 年改正規程附則第 2 項の規定の適用を受けない役員に限る。）にあっては、平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から翌年 3 月 31 日までの間に役員となった者にあっては採用された日）において、当該役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同年 4 月から翌年 3 月までの月数（同年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から役員として在職しなかった期間のある月の数を減じた月数）を乗じて得た額
  - (2) 平成 23 年 6 月 1 日において、減額改定対象役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに平成 23 年 12 月 1 日において、減額改定対象役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額  
(独立行政法人農林漁業信用基金役員給与規程の特例)
- 3 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、役員に対する本俸月額（平成 18 年改正規程附則第 2 項の規定による本俸を含む。）の支給に当たっては、本俸月額から、本俸月額に 100 分の 9.77（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 4 特例期間においては、独立行政法人農林漁業信用基金役員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - (1) 特別調整手当 当該役員の特例調整手当の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
  - (2) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額

#### 附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(本俸月額の改定に伴う経過措置)

- 2 施行日の前日から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金役員給与規程の適用を受ける役員で、その者の受ける本俸月額が同日に受けていた本俸月額に達しないこととなる役員には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。
- 3 前項の規定による本俸を支給される役員に関する第 6 条第 2 項及び第 8 条第 3 項の規定の適用については、同規定中「本俸」とあるのは、「本俸と平成 27 年改正規程附則第 2 項の規定による本俸との合計額」とする。

附 則（平成 28 年 2 月 25 日 独信基 602 平成 27 年度第 100 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第 5 条に規定する本俸月額表は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この規程による改正後の第 8 条の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用し、同条第 1 項の基準日が平成 27 年 12 月 1 日の場合の同条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 165」とあるのは、「100 分の 167.5」とする。  
（給与の内払）
- 4 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 11 月 21 日 独信基 602 平成 28 年度第 66 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 第 8 条第 1 項の基準日が平成 28 年 12 月 1 日の場合の同条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 170」とあるのは、「100 分の 175」とする。  
（給与の内払）
- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 29 年 12 月 27 日 独信基 602 平成 29 年度第 112 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 27 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第 8 条の規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用し、同条第 1 項の基準日が平成 29 年 12 月 1 日の場合の同条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 172.5」とあるのは、「100 分の 175」とする。  
（給与の内払）
- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 30 年 6 月 18 日 独信基 602 平成 30 年度第 31 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 30 年 6 月 21 日から施行する。



附 則（平成 30 年 12 月 3 日 独信基 602 平成 30 年度第 112 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 3 日から施行する。
- 2 第 8 条第 1 項の基準日が平成 30 年 12 月 1 日である場合の同条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 167.5」とあるのは、「100 分の 177.5」とする。  
（給与の内払）
- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年 11 月 27 日 独信基 602 令和元年度第 206 号）

（施行期日）

- 1 この規程の変更は、令和元年 11 月 27 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 第 8 条第 1 項に規定する基準日が令和元年 12 月 1 日である場合における同条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 170」とあるのは、「100 分の 172.5」とする。
- 3 この規程の変更の施行の日前に改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和 2 年 12 月 1 日 独信基 602 令和 2 年度第 218 号）

（施行期日）

- 1 この規程の変更は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 第 8 条第 1 項に規定する基準日が令和 2 年 12 月 1 日である場合における同条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 167.5」とあるのは、「100 分の 165」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程の変更は、令和 4 年 4 月 6 日から施行する。  
（令和 4 年 6 月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末特別手当の額は、第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額から、令和 3 年 12 月に支給された期末特別手当の額に 167.5 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程の変更は、令和 4 年 11 月 22 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 第 8 条第 1 項に規定する基準日が令和 4 年 12 月 1 日である場合における同条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 165」とあるのは、「100 分の 167.5」とする。

附 則

この規程の変更は、令和5年6月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程の変更は、令和5年11月28日から施行する。

ただし、この規程による変更後の第5条に規定する本俸月額表及び第9条第1項に規定する非常勤役員手当の月額は、同年4月1日から適用する。

(令和5年4月1日から令和5年6月21日までの非常勤役員手当の月額に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和5年6月21日までの非常勤役員手当の月額は、この規程による変更後の第9条第1項に規定する額にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間に対応する非常勤監事の欄に定める額とする。

	非常勤監事
令和5年4月1日から令和5年6月21日	227,700

(経過措置)

3 第8条第1項に規定する基準日が令和5年12月1日である場合における同条第3項の規定の適用については、同項中「100分の170」とあるのは、「100分の175.0」とする。

4 この規程の変更の施行の日前に変更前の規定に基づいて支給された給与は、変更後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程の変更は、令和7年1月6日から施行する。ただし、この規程による変更後の第5条第1項に規定する本俸月額表及び第9条第1項に規定する非常勤役員手当の月額は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第8条第1項に規定する基準日が令和6年12月1日である場合における同条第3項の規定の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の175.0」とする。

3 この規程の変更の施行の日前に変更前の規定に基づいて支給された給与は、変更後の規定による給与の内払とみなす。